

水第3号議案 水道管漏水事故についての損害賠償額の決定

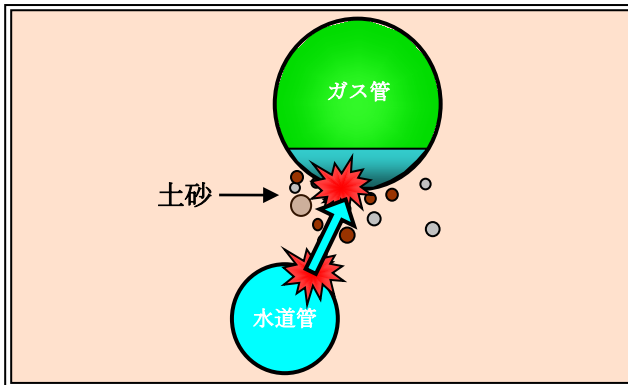
1 経緯

平成27年1月29日に保土ケ谷区新桜ヶ丘一丁目において、道路下にある、お客さま宅に引き込むための水道管（給水管）から漏水し、サンドエロージョン現象が発生したことにより、被害者の東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）所有のガス管を破損しました。

この事故により、ガス管内に水道水が混入したことで、付近一帯のガスの供給が停止したため、東京ガスは緊急復旧工事等を行いました。

当該工事等の費用負担について、これまで本市と東京ガスとの間で協議を行ってまいりましたが、このたび、東京ガスから提示された請求内容について、加入している保険会社の鑑定人と協議、検討した結果、妥当と考えられることから、損害賠償額を決定します。

【参考】サンドエロージョン現象



サンドエロージョン現象とは、水道管から漏水した水が水圧とともに付近の土砂と混ざり合い、近接した部材（ガス管）の一点に集中的に当たることにより、研磨し損傷させることで、最終的に穴を開けてしまう現象です。

2 事故の概要

発 生 日 時：平成27年1月29日 午後11時39分頃

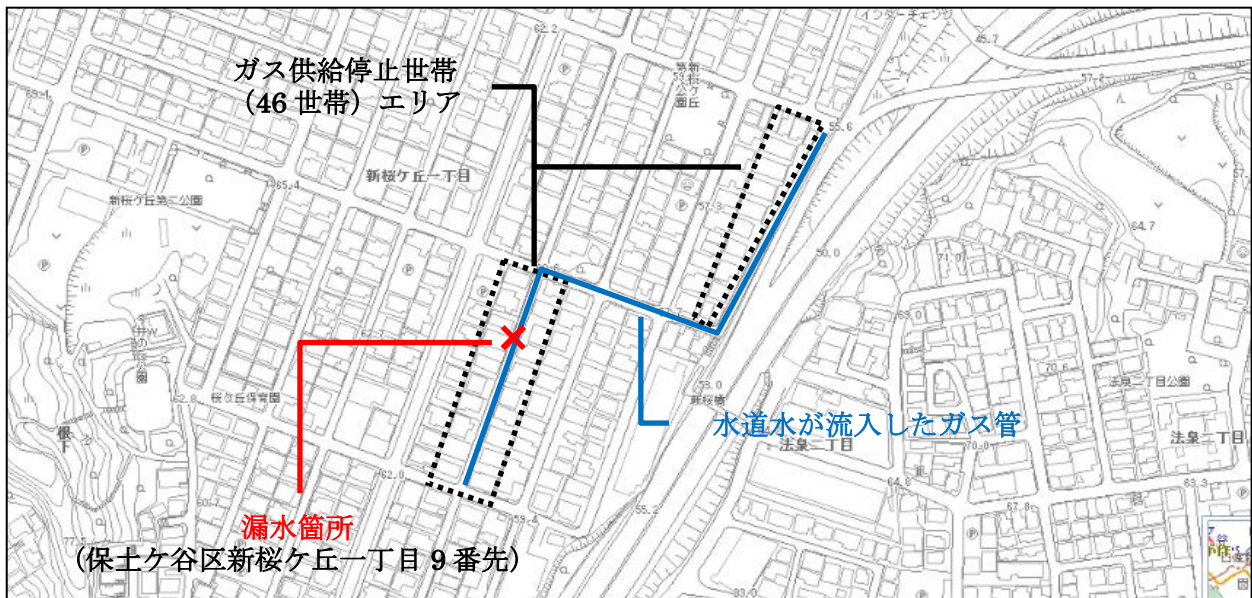
発 生 場 所：保土ケ谷区新桜ヶ丘一丁目9番先

漏水した水道管：昭和60年敷設 口径25mm 硬質塩化ビニルライニング鋼管

破損したガス管：昭和47年敷設 口径50mm 鋼管

ガス供給停止世帯数：46世帯

【案内図】



3 賠償を行う理由

水道管の敷設にあたっては、事故防止等の観点から、他の埋設管に対して一定の離隔距離を確保するなどの対応を行う必要があります。

しかし、昭和 60 年に、下水道工事に伴う水道管の移設工事を施工した際、道路内において他企業管がふくそうしている状況にあったことから、一部の水道管（給水管）で既に埋設されていたガス管との離隔距離を確保するなどの措置を講ずることができませんでした。

このため、今回の事故については、本市に責任があることを認め、東京ガスに対し、損害賠償を行うものです。

なお、お客さまの所有である給水管の漏水事故について水道局が賠償責任を負う理由につきましては、過去の同種の事故について、本市が被告となった事件の判決（東京高等裁判所平成 15 年（ネ）第 5365 号）において、市は公道下の給水管について「事実上支配し、その瑕疵を修補することができ、損害の発生を防止し得る関係にあった者ということができ、」民法第 717 条第 1 項の土地の工作物であるところの給水管の占有者であると判断されました。

公道下の給水管については、これまで事実上、本市が維持管理を行ってきたことから、本市が民法第 717 条第 1 項の土地の工作物の占有者として賠償責任を負うものです。

※ 参考条文（民法第 717 条第 1 項）

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

4 事故後の経過

- (1) 平成 27 年 2 月
東京ガスと事故原因を確認
- (2) 平成 27 年 4 月～令和元年 5 月
次の内容について、東京ガスと 11 回の協議を実施
 - ・請求内容の考え方
 - ・請求内容の確認
 - ・請求内容に係る詳細な資料要求
 - ・請求額の妥当性
 - ・埋設時期の確認

5 損害賠償の額

9,165,649 円

【内訳】

種 別	金 額
ガ ス 管 復 旧 費	5,135,246 円
材 料 費	192,924 円
人 件 費	2,641,300 円
諸 経 費	1,196,179 円
計	9,165,649 円

なお、損害賠償金については、当局が加入している保険会社から東京ガスに全額支払われます。

また、ガス供給停止 46 世帯への損害賠償は発生しておりません。

事故の概要

別紙

